

北小松埋立処分場維持管理に関する計画

制定 2002 年 4 月 1 日

改定 2020 年 8 月 20 日

1. 維持管理計画

- 1) 毎月 1 回処分場と周囲のパトロールを実施し、外柵等の異常の有無を確認する。
異常が確認された場合は、直ちに異常個所を修繕する。
- 2) 毎月 1 回浸透水の COD 分析を実施する。
サンプリング実施日は、天候を考慮して調整をする。
- 3) COD の規制値は、40mg/l 以下です。規制値を超えたとき、超えそうな数値を確認した場合は、直ちに廃棄物の搬入を中止して状況を調査し、緩和措置を講ずる。
- 4) 1 年に 1 回浸透水、上流・下流で地下水質 28 項目の試験を実施する。
サンプリング時には、現地立会いを行う。
- 5) 毎月 1 日から月末までの処分場処理伝票をもとに、建設廃材自社処分場処理集計月報にインプットし集計表を作成する。
- 6) 月報をもとに、産業廃棄物施設維持管理記録書を作成する。
- 7) 管理記録は、横内建設本社にて保管する。
管理記録は、横内建設(株)ホームページにおいて公表する。
- 8) 産業廃棄物は、本社駐車場で目視確認し、北小松処分場で展開後に運転手が異物の混入が無いか確認する。
- 9) 1 年に 1 回北小松自治会殿による立入り査察には、現地立会いを行う。
- 10) 三重県環境生活部廃棄物対策局殿と環境室廃棄物対策課殿との合同地下水検査が実施される場合には、現地立会いを行う。
- 11) 立札・看板・門扉周辺と場内車両動線の除草を随時実施する。

以 上